項の許可をしてはならない。	第二節 汚染土壌処理業	準度に使用する場合を含む。 で変更に使用する者は、受更に使用する者は、の変更に使用がる者は、の変更に使用していない。 が変更に使用がる者は、受更に対象である者は、の変更に対象である。 で変更に対象である。 で変更に対象である。 で変更に対象である。 で変更に対象である。 で変更に対象である。 である。 では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	を含む。)に規定する事項について虚偽のず、前条第四項、同条第九項において準用土壌を土地の形質の変更に使用しないにも土壌を土地の形質の変更に使用しないにも	虚為の記載をして管理票を交付してはならない。 て、準用する場合を含む。 いにもかかわらず、前条第三項(同条第九項におい 第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していな (虚偽の管理票の交付等の禁止)	は「を土地の形質の変更に使用する者(以下「土壌使用者」と説み替えるものとする。」と、第五項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、第五項中「運搬又は処理が終了した」と、第五項中「運搬又は処理が終了した」と、第五項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者(以下「土地の形質の変更に使用する者)と読み替えるものとする
項の許可をしてはならない。	第二節 汚染土壌処理業	3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、	の記載をして管理票を交付してはならない。かわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽2.何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもか	。 いて虚偽の記載をして管理票を交付してはならないいにもかかわらず、前条第三項に規定する事項につ第二十一条(何人も、汚染土壌の運搬を受託していな(虚偽の管理票の交付等の禁止)	
項の許可をしてはならない。 3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げ2 (略) (汚染土壌処理業)	第二節 汚染土壌処理業	3 運搬受託者又は第四項の送付をしてはならない。 前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌	の記載をして管理票を交付してはならない。かわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽2.何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもか	第二十一条 (略) (虚偽の管理票の交付等の禁止)	

の地位を承継する。 第二十七条の二 汚染土壌処理業者がの地位を承継する場合において譲渡人及び譲受人が、理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、(譲渡及び譲受)	(許可の取消し等) 第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次第二十五条 がずれかに該当するときは、その許可を取いずれかに該当するに至ったとき。	ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの	一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業 一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業 に 選定する暴力団員に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しないると して 場別 (略) に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する は (平成三年法律第七十七号)第二条第六号 に規定する暴力団員でよる不当な行為の防止等に関する は (平成三年法律第七十七号)第二条第六号 に (地) において「暴力団員等」という。)
(譲渡及び譲受) (譲渡及び譲受) (譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壌処理業者が出該汚染土壌処理業者が当該汚染土壌処	(許可の取消し等) (許可の取消し等) (許可の取消し等) (許可の取消し等)	一	一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業 という。) において「暴力団員等」という。) において「暴力団員等」という。) において「暴力団員等」という。) において「暴力団員等」という。) において「暴力団員等」という。) において「暴力団員等」という。)
(新設)	二〜四 (略)二〜四 (略)二〜四 (略)二〜四 (略)	4	一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業 と。 こ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ (略) ロ (略) ロ (略) イ (略)

		(国等が行う汚染土壌の処理の特例)
	きは、その相続人は、被相続人の死亡後 村ればならない。 日前続人に対してした第二十二条第一項の承認を 日前続人に対してした第二十二条第一項の 日前続人に対してした第二十二条第一項の 日前続人に対してした第二十二条第一項の 日前をしない旨の通知を受ける日ま 日前続人に対してした第二十二条第一項の 日前をした場合 日前の規定は、第一項の承認の申請をした場合 日前の規定は、第一項の承認の申請をした場合 日前の規定は、第一項の承認の申請をした場合 日前の規定は、第一項の承認の申請をした場合 日前の規定は、第一項の承認の申請をした場合 日前の規定は、第一項の承認の申請をした場合 日前の規定は、第一項の承認の申請をした場合 日前の表記を受けた相続人は、被相続人の死亡後 日前の承認を受けた相続人は、被相続人の死亡後 日前の承認を受けた相続人は、被相続人の死亡後 日前の承認を受けた相続人は、被相続人の死亡後 日前の承認を受けた相続人は、被相続人の死亡後 日前の承認を受けた相続人は、被相	理業者の地位を承継する。 東認を受けた相続人は、被 は、第一項の承認について進 が。 に対してしたものとみなす。 に対してしたものとみなす。 に対してしたものとみなす。 に対してしたものとみなす。 に対してしたものとみなす。 は、第一項の承認の申請をした場 は、第一項の承認の申請をした場 は、第一項の承認の申請をした場
(新 設		おき と
(新 設)	2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認 2 第二十二条第三項の規定は、前項の承認 5 第二十七条の三 汚染土壌処理業者である法人併の場合(汚染土壌処理業者である法人が合併及び分割)	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

(略) (略) (略)	東項について、照会及び 変更並びに当該汚染除去 の手地に係る汚染	(業務) (業務)	第六章 指定支援法人	臣等」という。)に届け出なければならない臣又は都道府県知事(以下この章において「により、遅滞なく、その旨をその指定をしる事項を変更したときは、環境省令で定める事業所の名称又は所在地その他環境省第三十五条 指定調査機関は、土壌汚染状況(変更の届出)	第五章 指定調査機関	第二十七条の五 国又は地方公共団体(港湾、1十二条の五 国文は地方公共団体(港湾、1十二条第一項の規定による許可が都道府県知事と協議し、その協議が都道府県知事と協議し、その協議がおいて、同項の規定による許可があいる。 この場合において、同項の規定による許可があい。 この場合において、同項の規定による許可があいる。
<u> </u>	は計 応 単 じ 二	第 — *s m		。 環境大 下環境大 下環境大 下環境大 下環境大 下環境大 下で定め でにめ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ でによっ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		る。 る。 は、で、数がで、業に、項湾、 は、に、で、の、送、は、は、で、の、定、た、立、、一、規、の、も、計、当、に、国、定、に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
- 四 (略)	の指置 ・ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等 イ (略) ・ 並びに必要な助言を行うこと。 ・ 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ	ること。 し、政令で定めるところにより、助成金を交付を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に要措置区域内の土地において汚染の除去等の指とする。	第六章 指定支援法人	いう。)に届け出なければならない。	第五章 指定調査機関	
三・四(略)ハ(略)	の措置 要措置区域等内の土地における汚染の除去等イ (略) 、並びに必要な助言を行うこと。 、本びに必要な助言を行うこと。	(業務) (業務)	第六章 指定支援法人	。)に届け出なければならない。 (変更の届出)	第五章 指定調査機関	

るおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ず第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内、整理、保存及び提供等)	ことに関する事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第七条第4八(略)	条 条	(環境大臣の指示) (環境大臣の指示)	(協議) (協議) (協議) (協議)	第七章 雑則
るおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、 ボ況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ず の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の 、整理、保存及び提供等) (都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集	とに関する事務	九の第七条第五項の指示措置に関する事務三〜八の(略)	七条第二項の命令に関する事務、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項二、第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、一 (略)	指示をすることができる。 第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による	(協議) (協議) (協議) (協議)	第七章 雑則
適切に提供するよう努めるものとする。 ボ況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の 、整理、保存及び提供等) (都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集	とに関する事務十二前条第二項の協力を求め、又は意見を述べるこ	九 第七条第五項の指示措置に関する事務三〜八 (略)	七条第二項の命令に関する事務、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項二 第三条第四項、第四条第二項、第五条第一項、一 (略)	(環境大臣の指示) (環境大臣の指示) (環境大臣の指示) (環境大臣の指示) (環境大臣の指示) (環境大臣の指示) (環境大臣の指示) (環境大臣の指示) (環境大臣の指示)	(協議) (協議) (協議)	第七章 雑則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三角以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 工	第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一第二条第一項、第七条第二項、第十六条第四項若しくは第八項、第四条第四項若しくは第二十五条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者	第八章 罰則	(有害物質使用特定施設を設置していた者による土は、当該土地における土壌汚染状況調査を行うた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行うた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う第六十一条の二 有害物質使用特定施設を設置してい壌汚染状況調査への協力)	及び適切に提供するよう努めるものとする。
・ (新設) ・ (新設)	第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一第二条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者と、第九条の規定による命令に違反した者と、第九条の規定による命令に違反した者と、第九条の規定による命令に違反した者と、第九条の規定に違反した者と、第九条の規定に違反した者と、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の機能を対して、第二条の対して、第二条の機能を対して、第二条の体能を対して、第二条の体的を対しないとなる、対しないとないとなる、対しないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとな	第八章 罰則	(有害物質使用特定施設を設置していた者による土場汚染状況調査への協力) 現していた特定有害物質の種類等の情報を提供する。 「大者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う活定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害を行うにある。	及び適切に提供するよう努めるものとする。 及び適切に提供するよう努めるものとする。
第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三角以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 早以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 アは虚偽の届出をした者	第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一	第八章 罰則	(新設)	する。

十万円以下の過料に処する。 第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二 第	は人に対して各本条の罰金刑を科する。 為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又務に関し、前三条(前条第三号を除く。)の違反行務に関し、前三条(前条第三号を除く。)の違反行務に関し、前三条(前条第三号を除く。)の違反行務に関している。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 第	第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三 第十二条第四項の規定による届出をせず、又は 虚偽の届出をした者 虚偽の届出をした者	十 ・ 十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	かに背 規定に違反して、管理票又はその写しを保存 を同条第九項において準用する場合を含む。 二十条第五項、第七項又は第八項 (これらの)	る場合を含む。) の規定に違反して、管理票を第二十条第三項後段 (同条第九項において) 利用	を含う己はというではまりました。 おらの規定に規定する事項を記載せず、若しく定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は配条第九項において準用する場合を含む。)の第二十条第三項前段又は第四項(これらの規定)	(略) (略) (略) (略) (本文文は第二項に規定する搬出をした者) (略) (略) (本文文は第二項(同条第二項(同条第九項においてで準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理して、汚染土壌の処理を他人に委託した者して、汚染土壌の処理を他人に委託した者の規定に違いて、汚染土壌の処理を他人に委託した者の規定に違いて、汚染土壌の処理を他人に委託した者の規定に違いで、汚染土壌の処理を他人に委託した者の規定に違いで、一定が、おいて、一定では、おいて、一定では、おいて、一定では、おいて、一定では、おいて、対して、で、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して
る届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定によ第六十九条 第十二条第二項若しくは第三項、第十六	は人に対して各本条の罰金刑を科する。為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又務に関し、前三条(前条第二号を除く。)の違反行人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理	一~三 (略) ・ 一一 (新設) ・ 一一 (新設) ・ 一一 (新設) ・ 一一 (本) ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	八・九 (略)	反して、管理票又はその写しを保存しなかった者は、第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違	を回付しなかった者、第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票	をして管理票の写しを送付した者に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載て、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定五、第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反し五	、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者とず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、関して、汚染土壌の処理を他人に委託した者反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者を含む。)又は第二十二条第七項の規定に違場合を含む。)又は第二十二条第七項の規定に違っ、 (略)
る届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定によ第六十九条(第十二条第二項若しくは第三項、第十六	は人に対して各本条の罰金刑を科する。為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又務に関し、前三条(前条第二号を除く。)の違反行務に関し、前三条(前条第二号を除く。)の違反行務に関し、前三条(前条第二号を除く。)の違反行務に対しては人の代理第六十八条。法人の代表者又は法人若しくは人の代理	一~三 (略)十万円以下の罰金に処する。	八•九 (略)	反して、管理票又はその写しを保存しなかった者七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違	を回付しなかった者六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票	をして管理票の写しを送付した者に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載て、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定五 第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反し	、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず関合を含む。)の規定に違反して、管理票を交付四第二十項第一項(同条第二項において準用する反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者には、第十八条第一項(同条第二項において準用する二(略)

を世ず、又は虚偽の届出をした者	る場合を含む。)、又は第四十条の規定による届出	項、第二十条第六項、同条第九項において準用す	1 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三	偽の報告をした者	一 第七条第九項の規定による報告をせず、又は虚	
			(新設)		(新設)	円以下の過料に処する。
						円以下の過料に処する。